

東海北陸厚生局の事務所移転について

(指導部門・年金部門・社会保険審査官)

日頃より、厚生行政につきまして格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当局の指導部門、年金部門及び社会保険審査官は平成29年2月27日（月）から、下記のとおり事務所を移転することになりましたのでお知らせいたします。

移転するにあたり何かとご不便・ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、今後ともご協力の程、よろしくお願いいたします。

平成29年1月

東海北陸厚生局

記

1. 移転先

住所：〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館

※指導部門及び社会保険審査官は6階

年金部門は8階

〔地下鉄名城線「市役所駅」5番出口より徒歩3分〕
〔市バス・基幹バス「市役所」停留所より徒歩3分〕

2. 業務開始日

平成29年2月27日（月）

（平成29年2月24日（金）までは現事務所にて通常通り業務を行います。）



3. 事務所移転後の電話・FAX番号

事務所の移転に伴い、平成29年2月27日（月）から電話・FAX番号が次のとおり変更となりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、「年金審査課」につきましては、移転前と変更ありません。

【6階】

【8階】

課	電話	FAX	課	電話	FAX
管理課	052-228-6192	052-228-6237	年金指導課	052-228-7168	052-228-7236
医療課	052-228-6193	052-228-6237	年金調整課	052-228-7169	052-228-7237
調査課	052-228-6194	052-228-6237	年金審査課	052-950-3790	052-950-3467
指導監査課	052-228-6179	052-228-6237			
社会保険審査官	052-228-6159	052-228-6268			